

広島大学法科大学院

法律科目試験

[憲法]

2021年8月28日(土)

13:20～14:20

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (60点)

20**年4月、在日米軍基地の一部をA市に移転する計画が政府内で持ち上がり、A市内ではこれに反対する運動が活発に行われていた。Xは、その中でも特に積極的な反対運動を展開していたB会に所属する者であるが、同年9月、基地の移転候補地で移転に向けた測量が実施されるとの情報を入手し、B会の他のメンバーらと測量を実力で阻止しようとして、測量予定日の前日に、長さ1メートルの角棒を持ってB会の本部に集合したところ、警戒にあたっていた警察により逮捕され、凶器準備集合の罪で起訴された。そしてXは、刑事施設であるC拘置所に收容された(Xに対する最初の公判は、同年11月に予定されていた。)。同年10月、ノンフィクション作家であるDによる『A市の闘争』と題する書籍(以下「本件書籍」という。)が公刊された。本件書籍は、A市における米軍基地移転反対闘争の様子を事実即して描いたもので、B会の掲げる理念及び主張内容も、詳細に収録していた。C拘置所内で本件書籍について知ったXは、自弁(自己による調達)の同書を読覧することを希望したが、C拘置所の長は、Xに本件書籍を読覧させることによりXが同書から刺激を受けて騒ぎ出し、C拘置所内の秩序を乱すおそれがあるとして、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)70条1項1号に基づき、本件書籍の読覧を禁止する処分(以下「本件処分」という。)をした。これに対して、Xは、国家賠償請求訴訟を提起した。

Xは、本件処分が違法であるというために、法の規定が違憲である旨、また仮に法の規定自体は違憲ではないとしても本件処分が違憲である旨主張しようと考えている。Xとしては、具体的にどのような憲法上の主張をすることが考えられるかを簡潔に説明した上で、当該主張の可否を検討しなさい。

[参考条文]

刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(抜粋)

(自弁の書籍等の読覧)

第69条 被收容者が自弁の書籍等を読覧することは、この節及び第12節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第70条 刑事施設の長は、被收容者が自弁の書籍等を読覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その読覧を禁止することができる。

一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 ～ 三 (省略)

2 (省略)

広島大学法科大学院

法律科目試験

[刑法]

2021年8月28日(土)

14:40～15:40

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

【刑法】（60点）

次の【事例】及び【見解】を読んで、（1）から（3）までの問いに答えなさい。

【事例】

Aから殴りかかられたXが、Aの顔面を殴打したところ、Aがアルミ製灰皿をXに向けて投げ付けたため、XがAの顔面を殴打する（以下「第1暴行」という。）と、Aは転倒して動かなくなった。Xは、Aに対して更に腹部を足蹴にするなどの暴行を加えて（以下「第2暴行」という。）傷害を負わせた。その後、Aは、第1暴行によって生じたくも膜下出血により死亡した。

【見解】

第1暴行と第2暴行は、時間的、場所的には連続しているものの、Aによる侵害の継続性及びXの防衛の意思の有無という点で、明らかに性質を異にし、Xが抵抗不能の状態にあるAに対して相当に激しい態様の第2暴行に及んでいることにもかんがみると、その間には断絶があるというべきであって、急迫不正の侵害に対して反撃を継続するうちに、その反撃が量的に過剰になったものとは認められない。そうすると、両暴行を全体的に考察するのは相当でない。

- （1）【見解】の立場から、【事例】におけるXの罪責について論じなさい。
- （2）急迫不正の侵害に対して反撃として行われた複数の暴行を全体的に考察することによって生じる問題点を指摘しなさい。
- （3）急迫不正の侵害に対して反撃を継続するうちに、その反撃が量的に過剰になった場合に、刑法36条2項を適用することができるかどうかを論じなさい。

広島大学法科大学院

法律科目試験

[民事法]

2021年8月28日(土)

16:00～18:10

注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、3ページです。
- 2 問題は民法1問、民事訴訟法1問、商法1問の計3問、解答用紙は民法2枚、民事訴訟法1枚、商法1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 17時00分以降18時00分までの間については、解答用紙を提出して退出することができます。退出後、試験室に戻ることはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔民法〕（８０点）

次の文章を読んで、（１）から（３）までの問いに答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

Xは、工務店を営むYとの間で、X所有の土地にYが甲建物を報酬２０００万円で建築する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

（１）本件契約締結後に建築資材が高騰したことから、Yは、Xに対し、報酬を増額しない限り、建築には絶対に着手しない旨を強硬に主張し、建築の着手を拒絶して、Xからの協議の求めにも一切応じようとしなかった。この場合において、Xは、本件契約を解除することができるか、根拠となる民法の条文を挙げて解答しなさい。

（２）Yは自ら材料を提供して甲建物を完成させたが、XはYに報酬を全く支払わないため、YもXに甲建物を引き渡していない。また、本件契約においては、建築される建物の所有権が誰にいつ帰属ないし移転するか定められていない。この場合において、Yは、報酬債権の保全を図るために、甲建物の所有権がYに帰属している旨主張したいと考えている。甲建物の所有権はYに帰属しているといえるか、理由を付して解答しなさい。

（３）Yは自ら材料を提供して甲建物を完成させた。Xは、甲建物の引渡しを受けるとともに、Yに対し報酬２０００万円を支払った。ところが、Xが甲建物に引越しをしてから数日後、大雨が降り、Xは甲建物の雨漏りを発見した。甲建物の雨漏りはYの施工不良のみが原因となっており、その修理費用は５０万円である。この場合において、Xは、Yに対し、どのような請求ができるか、根拠となる民法の条文を挙げて解答しなさい。

【民事訴訟法】（30点）

次の文章を読んで、（1）から（3）までの問いに答えなさい。

【事例】

Xは、「私Xは、Yとの間で、とある有名書道家の手による掛軸（以下「本件掛軸」という。）を代金100万円で買い受ける旨の合意をした。」と主張し、Yに対して売買契約に基づく本件掛軸の引渡しを求める訴えを提起した。

（1）Xの訴え提起に対し、裁判長は、訴状審査を済ませ、第一回口頭弁論期日を指定した。

その後、第一回口頭弁論期日が実施されるまでの間に、裁判所が民事訴訟法上とすべき手続について、根拠条文、及び、そのような手続が必要とされる理由を指摘しつつ、2～3行程度で簡潔に説明しなさい。

【事例（続き）】

Yは、第一回口頭弁論期日において、「私Yが、Xに対して本件掛軸を売却する旨を合意したことは認める。しかし、Xがなかなか代金100万円を支払わないので、本件掛軸は、Zに売却の上、引き渡してしまった。そのため、今更Xに引き渡すことはできない。」と主張した。これを受けて、Xは、「やむを得ないので、当初の売買契約は解除するが、私Xは、既にYに代金100万円を支払っているので、その返還は求めたい。」と主張した。

（2）この事例において、Xが、「YはXに対して100万円を支払え。」という判決を取得できるようにするためには、適式に訴えの変更をする必要がある。このような手続が必要とされる理由について、根拠条文を指摘しつつ、2～3行程度で簡潔に説明しなさい。

【事例（続き）】

第二回口頭弁論期日において、Yは、「私Yは、確かにXから100万円を受け取った。しかし、私は元々Xに対して200万円を貸し付けていたところ、この100万円は、そのうちの一部の弁済を目的とするものであった。」と主張した。審理の結果、裁判所はYのこの主張を認めて、訴えの変更後のXの請求を棄却する判決を出し、その後判決は確定した。

さらにその後、Yは、「私Yは、Xに対して300万円を貸し付けた。なお、私は、前訴において貸付額を200万円と主張していたが、あれは勘違いであり、本訴で主張する300万円が正しい貸付額である。既に支払期限は到来しているものの、以前Xから100万円が支払われて以来、一切支払われていない。」と主張し、Xに対して消費貸借契約に基づく200万円の支払を求める訴えを提起した。

（3）この事例において、Xは、Yの請求を一部認めたが、100万円を超える部分については、請求を棄却するよう求めた。その際、Xは、「Yが、本訴において消費貸借契約の貸付額を、前訴主張と異なり300万円と主張するのは、確定判決の既判力に反し許されない。また、仮に既判力に反しないとしても、信義則に反し許されない。」と主張した。Xのこの主張の当否について、検討しなさい。

〔商法〕（30点）

次の文章を読んで、（1）及び（2）に答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

X株式会社（以下「X社」という。）は取締役会を設置し、株券を発行する公開会社でない株式会社であり、A、B及びCが取締役、Bが代表取締役である。X社の発行済株式1000株のうち、700株をA、300株をBが保有している。

Aは保有するX社株式のうち500株をCに譲渡し、譲渡株式に係る株券をCに交付したが、X社に対する、Aの譲渡承認請求も、Cの取得承認請求もなされていない。

- （1）CはX社に対して、Aから取得した株式の名義書換を請求することができるか、説明しなさい。
- （2）X社の代表取締役であるBは、AがCに保有株式の一部を譲渡したことを知った後、X社の定時株主総会でCに議決権を行使することを認めることができるか、論じなさい。